

管理に係る重要事項調査依頼書

当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第5号、同法施行規則第16条の2、及び昭和63年11月21日建設省計動発第89号により、下記マンションの重要事項について、必要費用を添えて貴社に調査を依頼致します。

調査依頼年月日	20 年 月 日
---------	-----------------------------------

宅地建物取引業者	会社名			
	所在地	〒 -		
		TEL:	()	
		FAX:	()	
	免許番号	国土交通大臣 () 第 号		
		知事 () 第 号		
担当者	(所属部署)			
	(氏 名)			

調査対象マンション	名称	中銀白井マンション1,2,5号館 (ファミリー住宅)		
	所在地	千葉県白井市堀込2-1-2-2		
	売却依頼主	(住戸番号)		号館 号室
		(氏 名)		

調査依頼項目 ※必要項目に☑を記載してください。	<input type="checkbox"/>	重要事項調査報告書	費用: 18,700円(税込)
	<input type="checkbox"/>	管理規約(写し)	費用: 6,600円(税込)
	<input type="checkbox"/>	長期修繕計画(写し)	費用: 4,400円(税込)
	<input type="checkbox"/>	分譲パンフレット(図面集/写し)	費用: 4,400円(税込)

【備考】

■本物件では、敷地と共用建物を管理している管理組合(全体共用部分)があるため、この管理組合の重要事項調査報告書がセットになります。

※発行手数料を入金する際は、振込金額に間違いがないようご注意ください。

※「組合加入(名義変更)届」や「預金口座振替依頼書」等の書類は、現地管理事務所にてお受け取り下さい。

※総会議案書等の資料は、発行しておりません。
売却依頼主様へご確認をお願いいたします。

※総会議事録等は管理事務所にて保管しております。
区分所有者または利害関係人の方は書面による請求により、現地の管理事務所にて閲覧することができます。